

日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域

(令和元年(2019年)5月31日現在)

1. <u>アイスランド</u> [2019.6.30]	12. オーストリア	23. <u>コスタリカ(*)</u> [2019.6.30]	34. チェコ	45. フィンランド	56. <u>マレーシア</u> [2019.6.30]
2. アイルランド	13. オランダ	24. コロンビア	35. <u>中国</u> [2019.6.30]	46. ブラジル	57. <u>マン島</u> [2019.6.30]
3. <u>アルゼンチン</u> [2019.6.30]	14. ガーンジー	25. <u>サンマリノ</u> [2021.3.31]	36. <u>チリ(***)</u> [2019.6.30]	47. フランス	58. 南アフリカ
4. <u>アンドラ(***)</u> [2020.3.31]	15. <u>カタール(*)</u> [2019.6.30]	26. ジャージー	37. デンマーク	48. ブルガリア	59. メキシコ
5. イタリア	16. カナダ	27. <u>シンガポール</u> [2019.6.30]	38. ドイツ	49. 米国	60. <u>モーリシャス</u> [2020.9.30]
6. インド	17. 韓国	28. <u>スイス</u> [2020.3.31]	39. <u>ナイジェリア(*)</u> [2020.6.30]	50. <u>ペルー(*)</u> [2019.6.30]	61. ラトビア
7. インドネシア	18. キプロス(*)	29. スウェーデン	40. ニュージーランド	51. ベルギー	62. リトアニア
8. <u>ウルグアイ</u> [2019.6.30]	19. <u>キュラソー(*)</u> [2020.6.30]	30. スペイン	41. ノルウェー	52. ポーランド	63. <u>リヒテンシュタイン</u> [2019.6.30]
9. 英国	20. ギリシャ	31. スロバキア	42. <u>パキスタン(**)</u>	53. ポルトガル	64. <u>ルーマニア(*)</u>
10. エストニア	21. クロアチア	32. スロベニア	43. <u>バミューダ(*)</u>	54. <u>香港</u> [2020.3.31]	65. ルクセンブルク
11. オーストラリア	22. <u>ケイマン諸島(*)</u>	33. <u>台湾(*****)</u> [2019.6.30]	44. ハンガリー	55. マルタ	66. <u>ロシア</u> [2019.6.30]

下線が付された国・地域は、前回掲載分から情報の変更又は追加があった国・地域

[] 内の日付は、日本からの国別報告書の初回の提供期限(現時点で未到来のもの)((*)の相手国・地域については、その国・地域からの初回の提供期限)

(*) 日本から国別報告書の提供を行わない相手国・地域(日本が受領するのみ)

(**) OECDによる審査において、国別報告書の適切使用の基準を満たしていないとされていることから、日本からの提供を現在のところ停止している国・地域

(***) 日本から提供するためには、初回の提供期限までに国別報告書の適切使用の基準を満たす必要がある国・地域

(****) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)と台湾日本関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築され、これに基づき日本は国別報告事項を提供し、また、台湾からは国別報告事項に相当する情報が提供される。